

移動円滑化（バリアフリー）基準適用除外認定の申請

【移動円滑化基準の適用除外とは】

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）では、原則として、車両の新規導入の際には移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準（以下、「移動円滑化基準」をいう。）を定める省令に適合した車両（車いす対応等）導入を義務付けています。

しかし、道路や地形上の問題等により、移動円滑化基準を満たすことが困難である場合、車両総重量が5トン以下であって乗車定員が23人以下の自動車については、地域公共交通活性化協議会の協議を整え、地方運輸局に申請し認定を受けることで、移動円滑化基準の一部が適用除外となります。

市内循環バスで使用する下記3路線の車両については、次の理由により、移動円滑化基準第43条の規定に基づき基準適用除外の認定を受けるため、本協議会の合意を求めるものです。

（1）適用除外認定を受ける車両

- （仮称）豊栄・吉田・飯高・匠瑛循環ワンボックス車両
- （仮称）椿海・豊和・飯高循環ワンボックス車両
- （仮称）須賀・栄循環ワンボックス車両

（2）申請理由

- ・上記3路線は、市民の強い要望により平成9年から運行を開始しました。運行開始後、道路が狭隘なため、運行ルートに組み込めなかった集落から、「何とかバスを通してほしい。」など、多くの陳情や要望があり、ルートの延長を実施しました。
- ・上記3路線については、バス事業者から道路幅員の狭さや危険な箇所の多さが指摘され、このたび路線の再編を行いました。バス車両の場合、自動車とのすれ違いや歩行者がいる際の危険性、利用実績も考慮し、ワンボックス車両での運行が望ましいと考えます。
- ・ワンボックス車両に車いすスペースを確保することにより、座席数を確保できなくなります。また、バリアフリー化には多額の経費投入が必要であり、市の現在の非常に厳しい財政状況から車両に係るこれ以上の予算の確保が困難です。
- ・しかしながら、バリアフリー法の趣旨については、十分理解しているところであり、車いす利用者の移動を妨げることはあってはならないことであるので、移動円滑化基準の適用除外により利用が困難となる車いす利用者については、別途匠瑛市で実施している「福祉タクシー利用助成事業」や「福祉カー貸付事業」等の利用により、移動手段の確保を図ることとします。

【(仮称) 豊栄・吉田・飯高・匝瑳循環】

(公崎南～境橋 道路幅 4.0m)



【(仮称) 豊栄・吉田・飯高・匝瑳循環】

(公崎南～境橋 道路幅 4.0m)



【(仮称) 椿海・豊和・飯高循環】

(千葉島 道路幅員 4.0m)



【(仮称) 椿海・豊和・飯高循環】

(瀬戸谷西～瀬戸谷東 道路幅員 3.5m)



【(仮称) 椿海・豊和・飯高循環】

(椿海小前～瀬戸谷西 道路幅員 3.5m)



【(仮称) 須賀・栄循環】

(蒲田～八市 道路幅員 4.0m)



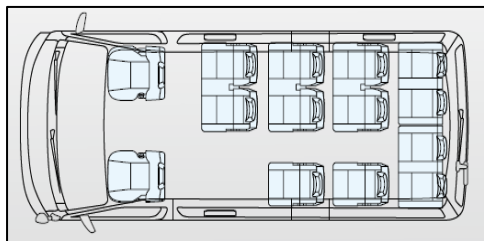
【(仮称) 須賀・栄循環】

(高々野～在久内西 道路幅員 3.5m)



(3) 導入する車両イメージ

14人乗りワンボックス (乗客定員 12人)



(4) 認定により基準適用除外が認められる移動円滑化基準の条項及び内容

- ・ 第 37 条第 2 項第 1 号 : 乗降口の幅
- ・ 第 37 条第 2 項第 2 号 : 乗降口のスロープ
- ・ 第 38 条第 1 項 : 床面の地上面からの高さ
- ・ 第 39 条 : 車いすスペース
- ・ 第 40 条第 1 項 : 通路の幅
- ・ 第 40 条第 2 項 : 通路の手すりの間隔
- ・ 第 41 条 : 音声等による運行情報提供設備等